

議案第47号

西脇市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する
条例の制定について

西脇市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和5年9月4日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

国民健康保険財政調整基金の処分に関する内容を改正するため。

西脇市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

西脇市国民健康保険財政調整基金条例（平成17年西脇市条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(処分) 第6条 基金は、第1条に定める目的の財源に充てるとき又は保健事業の財源に充てるときに限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>(処分) 第6条 基金は、第1条に定める目的の財源に充てるとき又は<u>基金の運用から生ずる収益の範囲内</u>で保健事業の財源に充てるときに限り、その全部又は一部を処分することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。